



# 月刊 千葉動力車

3・18-21スト、12・5、1・18ストに対する

# 不当処分徹底弾劾

## 21日不当処分粉砕 千葉動力車 総決起集会へ全力で結集を

7月21日(土)18時〜 千葉市民会館小ホール

### 弾劾声明

(1) 本日、JR千葉支社は、三・一八―二一ストライキ及び、二一・五、一・一八ストライキに対し、出勤停止三〇日をはじめとする一四一名の不当処分を発表した。

この不当処分は、動労千葉と清算事業団闘争を圧殺し、労働者の基本的な権利である争議権を否定し、暴挙であり、憲法・労働組合法をもふみにじる違法行為である。われわれは、満腔の怒りをこめて、この攻撃を弾劾するとともに、あらゆる手段を尽くして、不当処分粉砕の闘いに立ちあがることを宣言する。

(2) 処分の具体的事由は、現段階でつぶさにされている訳ではないが、言うに事かいて、「目的、手続、態様のいずれの面からも正当なストライキとは言えず、ストライキの名をかりて、公益事業の運営を混乱させ、社会的に多大な影響を及ぼすことを企図した違法行為」だと言っている。もはや怒りを通りこして、ただ唾然とするばかりである。

今回の不当処分は、処分せよ、という結論だけが初めにあったのだ。動労千葉のストライキが、しかし、批難される余地のない全く正当なものであるがゆえに、このような苦しませる理由のない理由を持ち出さざるを得なかったのである。

そもそも、労働委員会の歴史上初めてと言われる、八〇件もの不当労働行為を認定されている違法企業が、これを一切ひらき直り、「地労委命令を履行せよ」という、労働組合としてあまりにも当然の要求を掲げて実施した正当な争議行為に対し、かかる「理由」をもって処分を強行するなどということが、どうして許されるのか！ JRは、労働委員会命令を無視し、一千名もの清算事業団労働者の首を切つてなおあきたらず、今回の処分強行に及んだのである。

(3) さらに、今回の不当処分は労働者の基本的権利である争議権を全面的に否定し、暴挙に他ならない。

三月一九日から予定されていたストライキに対し、JR当局はJR総連と結託し、スト前夜から、勤務中の乗務員を職場から排除すると通告し、加えて、サーチライトや監視カメラ、有刺鉄線で職場を囲いこみ、前日の朝から職場にピケをはって、スト準備のために職場を訪れた本部役員の組合事務所への通行すら、実力で妨害し、はては、組合事務所を「塀」で囲い込むなど、やりた

い放題のスト圧殺攻撃を行ったのである。動労千葉はこうした、ストライキへの非常識きわまりない違法な支配介入に対し、何度も警告を發し、かねてから再三にわたって通告してあったとおり、やむをえざる対抗措置として、スト突入時間を一二時間繰り上げた。ストライキは、言うまでもなく一〇〇%適法に行われている。違法行為を重ねたのはJR当局である。

(4) このようなことが許されるとするならば、また、手段を選ばぬスト圧殺攻撃に対し、労働組合が唯一の対抗手段である戦術拡大をもって要求を貫くことが違法行為であるとするならば、争議権など無きに等しいも同然である。

しかしわれわれは、この不当処分のなかに、清算事業団闘争の予想を越えた高揚、不屈の前進の前に、たち直ることができない打撃を受けたJR当局の姿をまざまざと見てとることが出来る。

また、この間の動労千葉のストライキが、清算事業団闘争の全情勢をけん引して、大きな勝利の展望を切りひらいていることを確認することができる。清算事業団労働者の不屈の闘いは、国鉄分割・民営化攻撃「JR体制」の矛盾を鋭く暴き出し、国家的不当労働行為を糾弾し、労働運動の未来を指し示している。

動労千葉は、怒りも新たに、この暴挙を弾劾し、不当処分を粉砕するために総決起するものである。

一九九〇年 七月一七日

国鉄千葉動力車労働組合